○農林水産省告示第六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月十五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

新潟県村上市桃川字水林二二一七の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び村上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月十五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

愛知県岡崎市藤川町字三ツ沢四の六、四の七、字陣山下五の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛知県庁及び岡崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月十五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡設楽町三都橋字竜頭二四の一、二四の一九、二六

㈡　保安林として指定された目的　水源の涵養

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡設楽町東納庫字川宇連山一の一〇一、一の一一五、一の一一六、字大野山二の二九〇（次の図に示す部分に限る。）、二の二九一、二の二九二、二の二九四から二の二九七まで、二の二九九から二の三〇一まで、二の三〇三、二の三〇四、字ナガ子一〇の一、字長尾二の四、西納庫字井ノ口二二の一三一から二二の一三三まで、二二の一九八から二二の二〇〇まで、長江字草木七の二、字ソンジャ一の四二、一の四三、一の四五、八橋字方ノ沢五の三・二八の三・二八の五・二九の四・二九の五（以上五筆国有林）、一から三まで、五の一、二三、二四、二五の三から二五の五まで、二七、二八の二、二八の四、二九の二、二九の三、字向橋四三、田峯字スゲノ一五、字大滝一四の三、一四の五、一四の八、一四の九、一五の一、一五の三、一五の五、字古田三、三の一、字庄ノ津八の三六、八の七六、字才久多五、豊邦字段戸山一の九六八・一の九七二（以上二筆国有林）、一の七五から一の八〇まで、一の一五三、一の二九八、一の二九九、一の三三四、津具字滝ノ沢三の三〇から三の三二まで、字野向四五の一、五九、字小洞渕六の一六、六の九〇、六の九八、六の九九、字三本木三の一、四の五三、四の七二、四の八二、四の一四六、四の一四七、字笹形二六の六七、二六の六八、字鹿ノ子三の九三、字樫ノ入一の四八、字北向一二の九、一二の一二、字東滝ノ沢二の二・二の三・二の五（以上三筆国有林）、二の一、二の四、字孫六　四の八、字林ノ入道下一〇の二、字柿ノ沢宇連二四、字寺ノ沢一七の四、字森下一八の一から一八の三まで、一九、二一、字桔梗根一の一四から一の一七まで、字飯篠島一の一六・一の一七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一の一五、字大離山一の一六から一の一八まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字中手向二の一五、二の三三、二の六〇、字上甚吾三の九、三の一〇、三の三九、字疣石七の二七（次の図に示す部分に限る。）、四、七の二六、三都橋字北久後八、一一、一二の一、字井ノ上二の一、二の二、字落目浦一の四（次の図に示す部分に限る。）、松戸字シモドチ五の一、一一の二、一八、字シバタイラ二三の一、神田字大平谷一五の一、一五の四、一六、一七の一、一七の五、東栄町大字西薗目字上貝津四四の六、字持城二四の三、字井戸久保四九の九、字沢上三七の一、三七の三、六二、大字振草字小林滝の沢八、九の一、九の二、一二、一四、字小林若杉一一、二九、大字本郷字南山七の一、七の二、一六の一、一八の二、大字三輪字上深谷八六の七、八六の九、八六の一二、八六の一四、八七の二、八七の四、一一五、一一五の一、一一六、一二二、一三二、字杉五三の三、五五の九、字下河内一二一、一二二、豊根村下黒川字神田五五の二、五五の三、五五の五、五五の六、五六の一から五六の三まで、五七、字沢上一八の一（国有林）、一八の一、一八の二、二〇の九、二一、二四から二七まで、二八の一、二八の二、二九、字宝地四、四の一、六、一二の三、一三の九、字溝畑六五、六五の五、六六の一から六六の四まで、六六の六、六七、六七の一、六八、六八の一、字川場四五、四七の一から四七の四まで、四八、四九、五一、五三から五五まで、五五の一、字中野四九、五一の二、五一の三、五三の一、五三の二、五三の五、五四の三、五四の五、五五の一、五六から五八まで、五七の一、坂場字芋久保二二の二、二二の七から二二の一二まで、字萩太郎八の六・九の一二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、九の一〇、九の一四、三沢字上平三四の二、三四の三、三六の二、三六の一六、字高沢一の一、二、四の一から四の三まで、五、五の一、七、字松葉二二の三、二二の四、二八の一、上黒川字柿平三六、字瀬難沢五、富山字正森八の六、九の一、字水ノ久保四の一、五の三、字廣川原一六の一〇、一六の二二、一六の二五、字大沼二九の一

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月十五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市明川町滝ケ洞八の三、一三の三、一三の四、岩立八の一八三（次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　水源の涵養

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

滝ケ洞八の三、一三の三、一三の四

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。